

令和 7 年 2 月 20 日
県土整備部管理課

報道関係者各位

盛土規制法許可申請等に関する説明会を開催します

山形県では、令和 7 年 4 月 30 日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に基づき、「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」の指定を予定しており、指定後は、宅地造成等で一定規模以上の盛土等を行う場合に県知事の許可が必要になるなど、規制が始まります。

つきましては、盛土規制法の概要や許可申請等の手続きなどに関する説明会を下記のとおり開催しますので、広く周知していただくとともに、当日の取材に御協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 日時及び場所 別添チラシのとおり
対面開催（4 地区で計 5 回）、オンライン開催（1 回） 合計 6 回
- 2 内容（予定）
 - （1）盛土規制法の概要
 - （2）許可申請等の手続き
 - （3）その他の情報提供
- 3 対象者
 - ・ 宅地や駐車場などの造成工事に関係する方（工事主・設計者・施工者など）
 - ・ 農地の改良や森林の開発などに関係する方（工事主・設計者・施工者など）
- 4 その他
 - ・ 取材にあたっては各会場に報道関係者席を設けますので、事前のお申し込みは不要です。

＜問合せ先＞
県土整備部管理課県土強靱化推進室
企画主幹 本間（電話：023-630-2624）
報道監 県土整備部次長 森谷